

## 問 8 期限切れ欠損金額の算定方法

問 平成 22 年度の税制改正により、解散した法人に残余財産がないと見込まれるときは、いわゆる期限切れ欠損金額を損金の額に算入することができることとなったと聞きました。

当社は、現在、債務超過の状態にあり、今後解散する予定です。最終的には清算配当が見込まれないことから、仮に、清算中の事業年度において当社が有する青色欠損金額を超える所得の金額が生じたとしても、いわゆる期限切れ欠損金額を損金の額に算入することができるものと考えています。

ところで、この場合の期限切れ欠損金額はどのように算定するのでしょうか。

答 お尋ねの清算中の事業年度において損金算入の対象となる期限切れ欠損金額は、当該事業年度における法人税申告書別表五(一)の「期首現在利益積立金額①」の「差引合計額 31」欄に記載されるべき金額がマイナス(△)である場合のその金額から、当該事業年度に損金の額に算入される青色欠損金額又は災害損失欠損金額を控除した金額となります。

ただし、損金の額に算入することができる期限切れ欠損金額は、当該事業年度の青色欠損金額等の控除後の所得の金額が限度となります。

### 【解説】

平成 22 年度の税制改正により、清算所得課税制度が廃止され、平成 22 年 10 月 1 日以後に解散する法人の清算中に終了する事業年度についても、各事業年度の所得に対する法人税が課されることとされました。また、これに併せて、法人が解散した場合において、残余財産がないと見込まれるときには、清算中に終了する事業年度(法人税法第 59 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受ける事業年度を除きます。以下「適用年度」といいます。)前の各事業年度において生じた欠損金額(以下「期限切れ欠損金額」といいます。)に相当する金額は、青色欠損金額等の控除後の所得の金額を限度として、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することとされました。

この期限切れ欠損金額とは、次の①に掲げる金額から②に掲げる金額を控除した金額をいいます。

① 適用年度終了の時点における前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額の合計額

② 法人税法第 57 条第 1 項又は第 58 条第 1 項の規定により適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される欠損金額(いわゆる青色欠損金額又は災害損失欠損金額)

なお、上記①の金額は、法人の決算書上の金額ではなく税務上の金額によることとなります。具体的には、当該適用年度における法人税申告書別表五(一)の「期首現在利益積立金額①」の「差引合計額 31」欄に記載されるべき金額がマイナス(△)である場合のその金額(マイナス符号がないものとした金額)によるものとされています。

### 【適用関係】

この措置は、平成 22 年 10 月 1 日以後に解散が行われる場合の各事業年度の所得に対する法人税について適用されます。

### 【関係法令】

法 59③

法令 118

改正法附則 10②

改正令附則 2②

基通 12-3-2